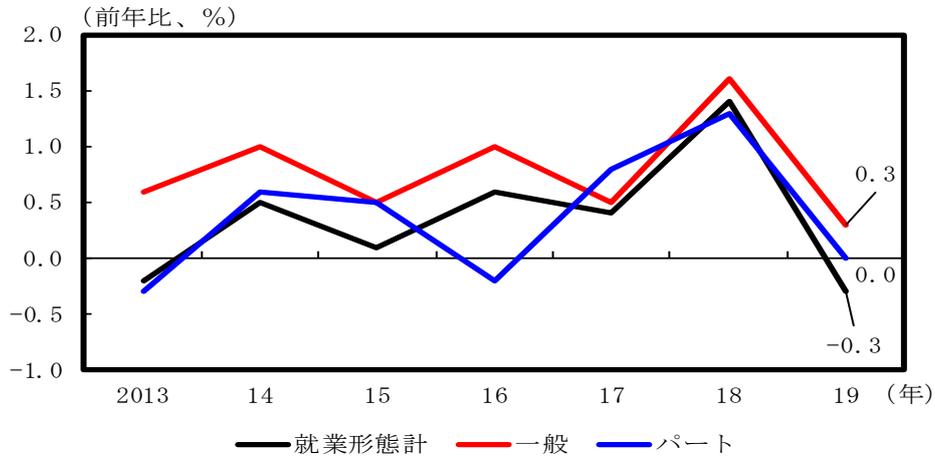


2019年の賃金動向

＜ポイント＞

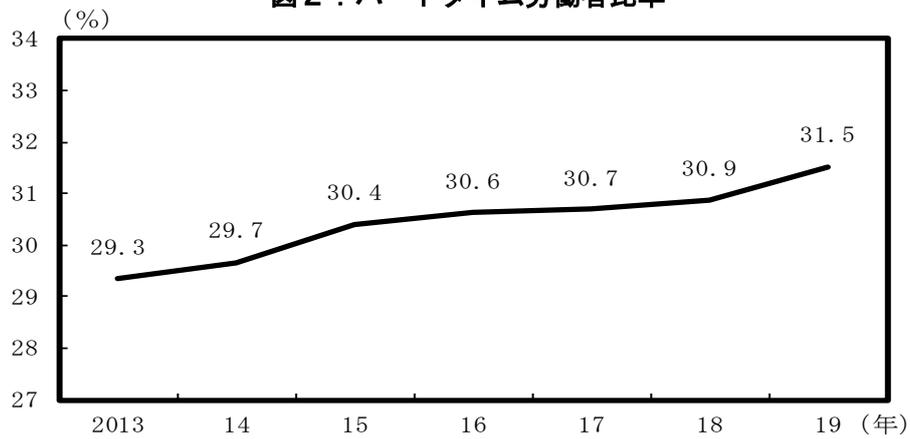
1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば、1人当たり名目賃金は2014年にプラスに転じて以降、2018年まで増加が続いてきた。しかし、2019年の名目賃金は前年比▲0.3%減少、実質賃金は前年比▲0.9%減少となった。このため本稿では、就業形態や労働時間の動きにも着目して、名目及び実質賃金の動向を分析する。
2. まず、名目賃金を一般労働者・パートタイム労働者別にみると、一般では0.3%増加、パートでは0.0%増加となっており（図1）、就業形態計の賃金が前年比マイナスとなったのは、全労働者に対するパートタイム労働者比率（以下、「パート比率」と言う。）の上昇という構成変化が原因とみられる（図2）。パート比率の上昇は、所定内給与・所定外給与・特別給与いずれの前年比においても押し下げ要因となっており、特に特別給与、所定外給与において押し下げ寄与が大きかった（図3）。なお、一般・パート各々の賃金動向を支払項目別にみると、一般では、所定内給与の寄与が大きく、パートでは、所定外給与が減少に寄与する中で、所定内給与及び特別給与が増加に寄与していた（図4）。
3. 「毎月勤労統計調査」の賃金を評価する場合、サンプル替えに伴う水準変化等の影響にも留意が必要である。これらの影響のない共通事業所の賃金をみると、2019年は概ね前年比プラスとなっていた（図5）。同様に共通事業所における年平均の支払項目別寄与をみると、所定外給与及びパートにおける特別給与の押し下げ寄与があるものの、所定内給与が大きくプラスに寄与していた（図6）。
4. また、賃金を労働時間で除することにより時給換算すると、特に所定内給与は一般・パート共に労働時間が短くなっており、時給賃金はより高い伸びを示していた。共通事業所においても、同様の傾向がみられる（図7）。
5. 他方、実質賃金については、物価上昇が前年比マイナスへ寄与したものの（図8）、時給で見ると、一般・パート共に前年比プラスとなっていた（図9）。
6. 最後に、賃金・所得の動きについて、他の統計で確認すると、総務省「家計調査」でみた世帯主や、世帯主の配偶者の収入は増加、また、総務省「労働力調査」の1人当たりの仕事からの年間収入も、各雇用形態において前年比プラスとなっていた（図10）。
7. 以上のように、2019年の賃金動向を様々な角度からみると、その趨勢は公表主系列が示す数値よりも底堅さや増勢がみられ、所得面での景気拡張局面が続いていたことを示唆している。ただし、2020年においては、3月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による需給両面における経済活動の縮小が顕著になっており、所得面における悪影響が懸念される。今後とも、賃金の動向についても注視していくことが重要である。

図1：就業形態別現金給与総額（名目賃金）



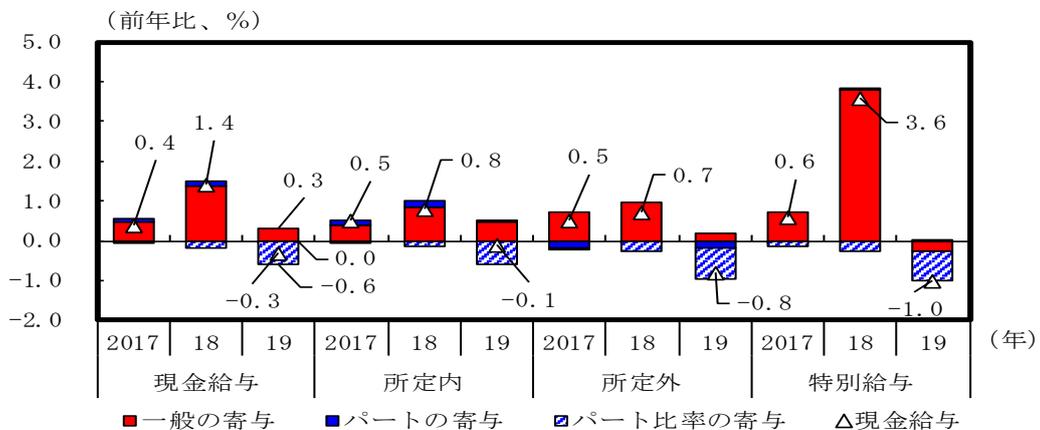
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 毎月勤労統計調査は、再集計値（本系列）。

図2：パートタイム労働者比率



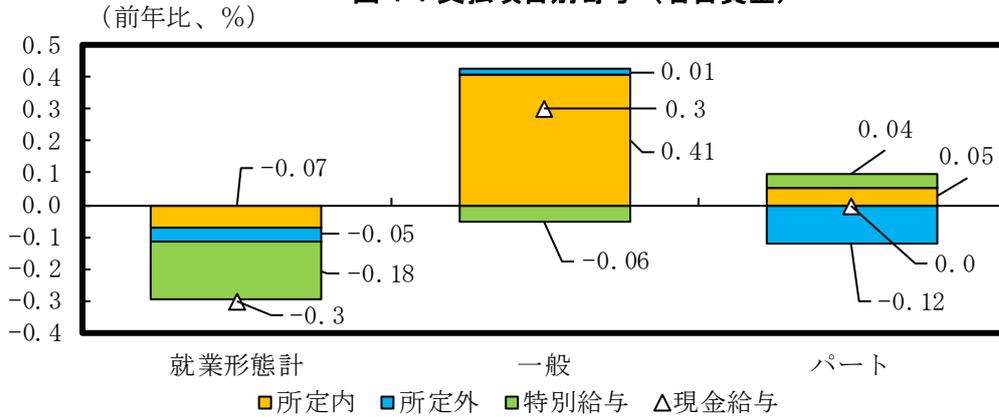
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 毎月勤労統計調査は、再集計値（本系列）。

図3：パート比率の寄与（名目賃金）



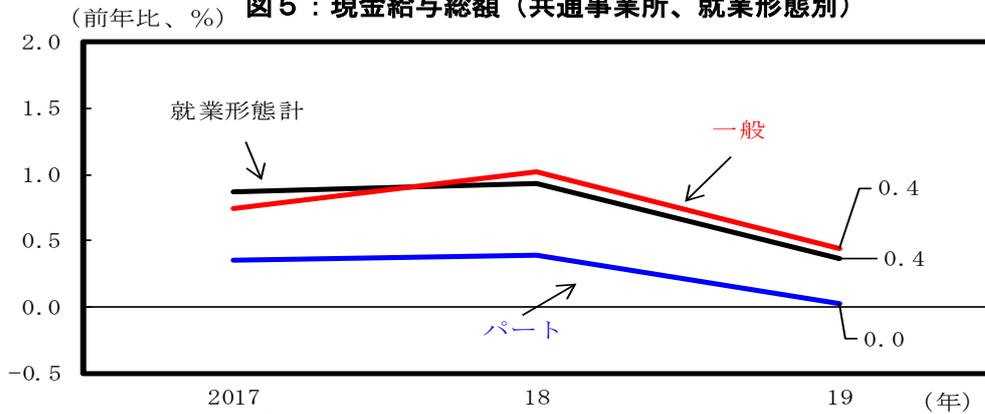
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 毎月勤労統計調査は、再集計値（本系列）。

図4：支払項目別寄与（名目賃金）



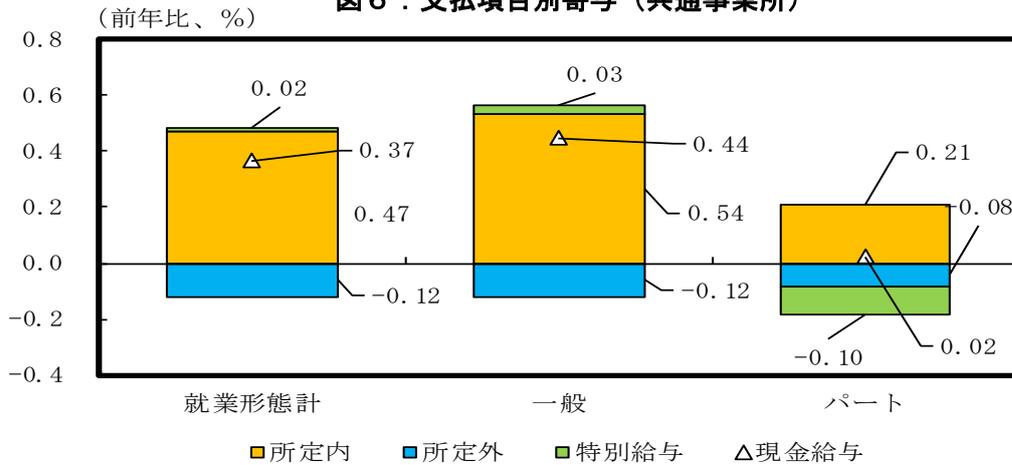
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 毎月勤労統計調査は、再集計値（本系列）。

図5：現金給与総額（共通事業所、就業形態別）



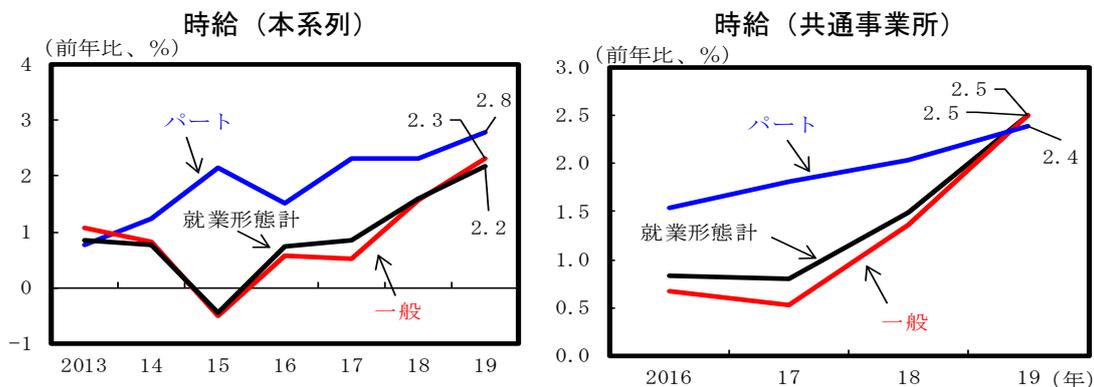
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 各月の前年及び当年の実数をもとに内閣府にて計算。

図6：支払項目別寄与（共通事業所）



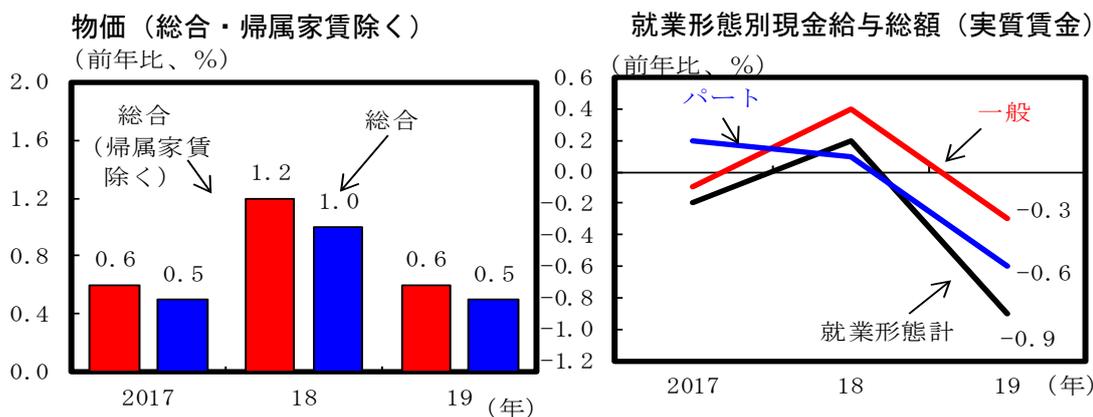
(備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
2. 各月の前年及び当年の実数をもとに内閣府にて計算。

図7：(所定内)時給の動向



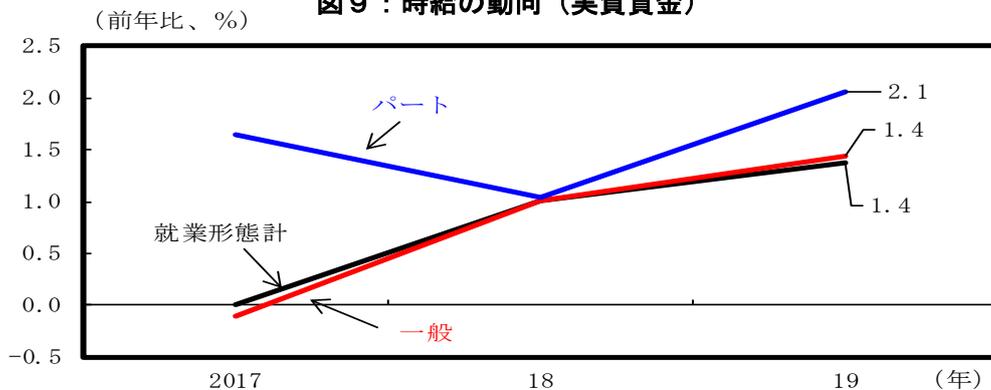
- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
 2. 毎月勤労統計調査は、再集計値 (本系列)。
 3. 共通事業所は、各月の前年及び当年の実数をもとに内閣府にて計算。

図8：物価の動向、実質賃金の就業形態別現金給与総額



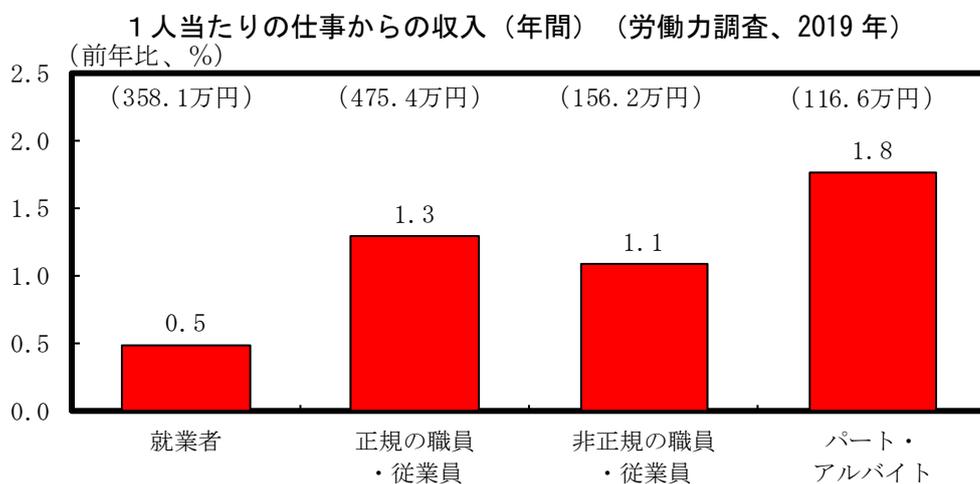
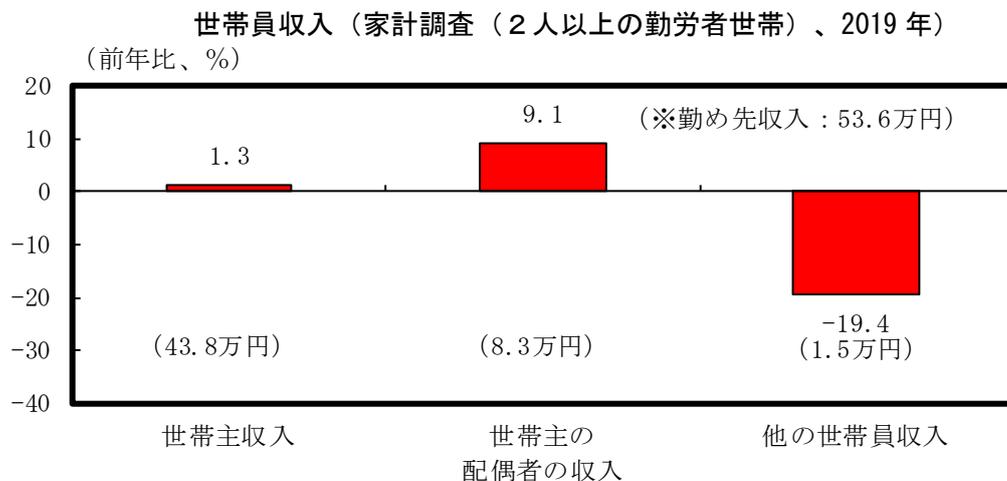
- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 2. 毎月勤労統計調査は、再集計値 (本系列)。

図9：時給の動向 (実質賃金)



- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。
 2. 毎月勤労統計調査は、再集計値 (本系列)。
 3. 時給は内閣府にて計算、実質現金給与総額を総実労働時間で除した値の前年比。

図 10：他の統計における所得・賃金の動向



- （備考） 1. 総務省「家計調査」、「労働力調査（詳細集計）」により作成。
 2. 下図は、労働力調査における「仕事からの収入（年間）」において、各階級の平均値（1,500万円以上は1,500万円）を各階級の収入と仮定し、一人当たりの収入を計算。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）付

石川 泰成、川村 健史（直通 03-6257-1569）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。